

『人権相談活動と連動し、総合的な取り組みを』……………

これまで、大阪企業人権協議会や大阪市企業人権推進協議会では、「えせ同和行為」に関する相談にとり組まれてきました。また、大阪府内では、各自治体の人権相談事業（人権ケースワーク事業）の実施をはじめ、現在285機関で構成する人権相談機関ネットワークが組織されています。

えせ同和行為の根絶には、こうした相談機関と連携し、関係機関が一丸となって、総合的な対応や取り組みが必要です。

具体的には、まず、日常的に同和問題などの理解を深め、従来にもまして毅然とした対応を行っていくこととともに、早期に関係機関へ相談を行うことが必要です。安易に処理しようとしたら、根負けして金銭で妥協するといったことは、結局、同和問題の解決を遅らし、差別意識を助長することとなります。事象に遭遇したら、早期の相談と、組織的に対応し記録を残すとともに連絡会に報告を行ってください。

えせ同和行為に関する相談は次のところで行っています。

○ 大阪府人権室	電話：06-6941-0351（内線2320）
○ 大阪市人権室	電話：06-6208-7616
○ 大阪企業人権協議会事務局 （エル・おおさかオフィス）	専用電話：06-6947-0071
○ （財）大阪府人権協会 （えせ同和行為等根絶大阪連絡会議事務局）	電話：06-6568-2983 人権相談専用電話：06-6562-4040
○ 大阪同和・人権問題企業連絡会	電話：06-6910-0278
○ 大阪市企業人権推進協議会	電話：06-4705-6152
○ 部落解放同盟大阪府連合会	電話：06-6568-1621
○ （社）大阪市人権協会	電話：06-6561-4922
○ 警察本部（刑事部暴力団対策課等）または最寄の警察署	
	電話：06-6946-8930（中央相談室）
	電話：06-6397-8930（淀川相談室）
○ 大阪府暴力追放運動推進センター	電話：06-6646-0893（天王寺相談室） 電話：072-232-8930（堺相談室）
○ 大阪法務局人権擁護部	電話：06-6942-1481
○ 大阪弁護士会（市民法律センター）	電話：06-6364-1244
人権相談機関ネットワーク（285機関）HP参照	
財団法人大阪府人権協会 http://www.jinken-osaka.jp/soudan/network.html	

編集 後記

“えせ同和行為を絶対に許さない”との強い決意で、連絡会議が設立された。社会に存在する『こわい』『避けたい』といった差別意識を背景に、企業などへの不当な要求をする『えせ行為』が暗躍し、部落問題の解決や人権確立社会の実現を遅らせている。一人ひとりが部落問題・人権問題への正しい理解を深めるとともに、多くの組織・機関が相談に対応し、事象情報などを共有し、ネットワークの力で『えせ行為』を封じ込めたい。

2007年（平成19年）7月発行 編集・発行 財団法人 大阪府人権協会

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉 1-6-12

TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985 URL <http://www.jinken-osaka.jp>